



湖北地域消防本部では、ホテル・旅館等の宿泊施設関係者からの申請に基づき、審査した結果、防火安全に関する基準に適合した宿泊施設に対し、「適マーク」を交付するとともに、安心・安全な宿泊施設をお知らせすることを目的として、その宿泊施設の所在地・名称等を公表しています。



適マーク(金)



適マーク(銀)

現在、適マークを交付しているホテル・旅館等は次のとおりです。

(長浜市 2件)

防火対象物所在地・名称	種別	適マーク有効期限
長浜市大島町 38 番地 ホテル&リゾート長浜	金	令和 2 年 12 月 10 日～ 令和 5 年 12 月 9 日
長浜市加納町 884 番地 1 ホテル ルートイン長浜インター	金	令和 3 年 12 月 7 日～ 令和 6 年 12 月 6 日

(米原市 1件)

防火対象物所在地・名称	種別	適マーク有効期限
米原市米原西 8 番 東横イン 米原駅新幹線西口	金	令和 4 年 2 月 17 日～ 令和 7 年 2 月 16 日

令和 4 年 3 月更新

※制度概要については、下記ページをご覧ください。

ホテル・旅館等に対する

「表示制度」

が開始されます。

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。**(平成26年4月1日から受付・審査)**



3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。



表示マーク(銀)



表示マーク(金)

表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。



対象となる建物は

3階建て以上で収容人員が、30名以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)が対象です。*



*表示開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合がありますので、お近くの消防機関にお問い合わせください。

表示制度の申請・交付の流れ

平成26年
4月1日から
受付・審査



申請

表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望する場合、ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付(更新)申請書」に以下の書類を添えて管轄の消防機関に申請してください。

[申請に必要な書類]

- ① 防火対象物(防災管理)点検結果報告書
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ③ 製造所等定期点検記録表
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書
- ⑤ その他消防機関が必要と認める書類



審査

表示基準の審査

消防機関は、ホテル・旅館等の関係者からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査します。
(必要に応じて現地確認を行ないます。)

[表示基準]

- 消防法令の基準(防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等に適合していること。)
- 建築基準法令の基準(構造・防火区画・階段・避難施設等)に適合していること。



交付

表示マーク(銀)の交付

消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)が交付されます。



表示マーク(金)の交付

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。



表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを建物やホームページに掲出して防火安全情報を利用者に提供することができます。

問い合わせ先 湖北地域消防本部予防課

TEL 0749-62-5194

FAX 0749-65-4450